平成２４年（フ）第３４３号
札幌市豊平区月寒東１条16丁目１番13号
コーポ月寒Ａ―203号、申立時の住所札幌市豊平区美園１条３丁目19―206号
債務者　佐々木政利
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村本　耕大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６７５号
大阪府東大阪市友井２丁目29番29号
債務者　小菅　昭三
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　健策
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３号
新潟県新発田市稲荷409番地
債務者　大沼權右衛門
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　一洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月11日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１６４７号
大阪市都島区大東町２丁目10番３号
債務者　武澤　治彦
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大江　祥雅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７６４号
北海道河東郡音更町木野大通東15丁目３番地139
債務者　渡辺　真美
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５０号
新潟県南魚沼市余川1225番地29
債務者　小泉　　学
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
熊本県荒尾市大島102番地１
債務者　松尾　保聖
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　智之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第７１号
長崎県長崎市小峰町14番17号　レジデンス小峰202号、旧住所長崎県長崎市竹の久保町１番４号
債務者　今村　徳子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多良　博明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１号
石川県鳳珠郡能登町字松波10字７番地
債務者　土幸　達雄
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉森　芳博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第６４８号
神奈川県藤沢市藤沢924番地の３　藤和シティホームズ藤沢弐番館704
債務者　小林　　猛
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮下　京介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８１４号
札幌市北区新琴似12条９丁目２番28号　マンション原Ｂ―101号
債務者　富田　幸衛
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大嶋　一生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８１５号
札幌市北区新琴似11条11丁目８番３号
債務者　富田　　純
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大嶋　一生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７２３号
横浜市瀬谷区南瀬谷１丁目61番地の１
債務者　宗村　義治
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　孝志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５２５号
札幌市厚別区青葉町３丁目１番３―202号
債務者　室山登志子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５８８号
札幌市東区北23条東１丁目８番18―102号
債務者　吉澤　祐子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５９９号
札幌市東区北20条東13丁目２番８―201号
債務者　水野　　恵（旧姓酒田）
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６０２号
札幌市豊平区福住１条１丁目４番15号　第２和荘101号
債務者　宮　　弘幸
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部